

コージェネレーションシステム
割引契約
〔付帯契約型〕
(城崎地区)

〈選択約款〉

平成29年 4月 1日実施

豊岡エネルギー株式会社

目 次

1. 目 的	1
2. この選択約款の変更	1
3. 用語の定義	1
4. 適用条件	2
5. 契約の締結	2
6. 料 金	3
7. 契約の変更または解約	3
8. 精 算 額	3
9. そ の 他	4
付 則	4
別 表	5

1. 目的

この選択約款は、コージェネレーションシステムの普及を通じ当社の製造供給設備の効率的利用を図り、もって合理的・経済的なガスの需給の確立に資することを目的といたします。

2. この選択約款の変更

- (1) 当社は、この選択約款を変更することがあります。この場合には、お客さまとのガス料金その他の供給条件は、変更後の選択約款によるものとし、(3) 及び (4) のとおり、変更された契約条件の説明、書面交付等を行います。
- (2) お客さまは、(1) に定めるこの選択約款の変更に異議がある場合は、この選択約款による契約を解約することができます。
- (3) この選択約款の変更に伴い、供給条件の説明、契約締結前の書面交付及び契約締結後の書面交付を、以下のとおり行うことについてあらかじめ承諾していただきます。ただし、(4) に定める場合を除きます。
 - ① 供給条件の説明及び契約変更前の書面交付を行う場合は、書面の交付、インターネット上での開示または電子メールの送信その他当社が適当と判断した方法（以下「当社が適当と判断した方法」といいます。）により行い、説明及び記載を要する事項のうち当該変更をしようとする事項のみを説明し、記載します。
 - ② 契約変更後の書面交付を行う場合は、当社が適当と判断した方法により、当社の名称及び住所、契約年月日、当該変更をした事項ならびに供給地点特定番号を記載します。
- (4) この選択約款の変更が、法令の制定または改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更、ガス工事に関する費用負担以外の条件の変更等、その他の選択供給に係る条件の実質的な変更を伴わない場合には、供給条件の説明及び契約変更前の書面交付については、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを書面を交付することなく説明すること及び契約変更後の書面交付をしないことについて、あらかじめ承諾していただきます。

3. 用語の定義

- (1) 「付帯契約」とは、ガス需給契約に付帯して締結する契約をいいます。
- (2) 「主契約」とは、この選択約款に基づく付帯契約の対象となるガス需給契約で4(1)に定める選択約款に基づく契約をいいます。
- (3) 「コージェネレーションシステム」とは、ガスを一次エネルギーとしてガスエンジン、ガスタービン、燃料電池等（以下「ガスエンジン等」といいます。）により電力または動力を発生させるとともに、その際に発生する廃熱を利用する熱電併給システムまたは熱動

併給システムをいいます。

- (4) 「コージェネレーションシステム割引契約」とは、この選択約款に基づきガス需給契約に関して締結する付帯契約をいいます。
- (5) 「消費税等相当額」とは、消費税法に基づき消費税が課される金額に消費税法に基づく税率を乗じて得た金額、及び地方税法に基づき地方消費税が課せられる金額に地方税法に基づく税率を乗じて得た金額をいいます。この場合、その計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数を切り捨てます。
- (6) 「消費税率」とは、消費税法の規定に基づく税率に地方税法の規定に基づく税率を加えた値をいいます。なお、この選択約款においては8パーセントといたします。

4. 適用条件

お客さまが、次の全ての条件を満たす場合には、当社に対してこの選択約款による契約を申し込むことができます。

- (1) 主契約として業務用給湯パッケージに基づく契約を締結すること。
- (2) コージェネレーションシステムを使用すること。
- (3) コージェネレーションシステムの定格発電出力（機器容量）が5kW以上であること。
- (4) 原則として本契約締結前12か月間の主契約におけるコージェネレーションシステムの年間使用量が主契約における契約年間使用量の10パーセント以上であること。
- (5) 同一需要場所において主契約以外の他の選択約款（付帯契約型を除きます。）または一般ガス小売供給約款（城崎地区）に基づく契約を締結していないこと。

5. 契約の締結

- (1) この選択約款に関する契約は、お客さまと当社が協議の上、所定の契約書で締結した時に成立いたします。
- (2) 契約期間は原則1年間といたします。ただし、契約期間満了時において当社とお客さまのいずれからも何ら意思表示がない場合には、契約はさらに同年数延長するものとし、以後これにならうものといたします。お客さまが次の契約期間における契約内容の変更を希望される場合には、原則として契約期間満了の2か月前までに当社に対してその旨を申し出なければならないものといたします。
- (3) あらたにコージェネレーションシステム割引契約を締結される場合の契約期間は、主契約の契約期間満了日までといたします。
- (4) 当社は、お客さまがこの選択約款または当社との他の契約（すでに消滅しているものを含みます。）の料金を、それぞれの契約に定める支払期限日を経過しても支払われていない場合は、この選択約款への申し込みを承諾できないことがあります。

6. 料 金

各月の主契約の料金は主契約で算定される単位料金から別表の「コージェネレーションシステム割引単価」を差し引いたものを主契約の単位料金として算定いたします。

7. 契約の変更または解約

- (1) お客様がこの選択約款を契約期間満了前に解約を希望される場合は、あらかじめその解約日を定めて、当社に連絡していただきます。なお、この場合、お客様が当社に通知された解約日に解約されます。
- (2) 主契約が解約された場合は、コージェネレーションシステム割引契約も同時に解約されます。この場合、主契約の解約日をコージェネレーションシステム割引契約の解約日といたします。
- (3) コージェネレーションシステム割引契約期間中に主契約の契約条件が変更される場合は、契約期間中であっても、双方協議してコージェネレーションシステム割引契約を解約することができるものといたします。
- (4) 2 (1) によりこの選択約款が変更された場合は、契約期間中であっても、双方協議してこの契約を変更または解約できるものといたします。
- (5) 当社に契約違反があった場合、またはお客さまに契約違反があった場合 (4 の適用条件を満たさなかった場合を含みます。)には、契約期間中であっても、契約を解除できるものといたします。

8. 精算額

(1) 適用条件未達精算額

当社は、お客さまの契約期間における使用実績が4 (3)、(4) の条件を満たさなかった場合は、当社がやむをえないと判断した場合を除き、契約期間中のコージェネレーションシステム割引額の金額を適用条件未達精算額として、原則として契約満了の日が属する月の翌月に申し受けます。

ただし、理由が(イ)または(ロ)の場合であって、当社がやむをえないと判断した場合は、この限りではありません。なお、精算額計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数を切り捨てます。

(イ) 4 (4) 期間が12か月間に満たない場合

(ロ) 5 (3) の場合

(2) 契約中途解約精算額

契約期間中において7 (5) でお客さまの契約違反で契約を解約した場合、以下の算定式によって算定される金額を契約中途解約精算額としてお支払いいただきます

す。ただし、解約と同時に新たにコージェネレーションシステム割引契約を締結する場合、または当社がやむをえないと判断した場合はこの限りではありません。

$$\text{契約中途解約精算額} = \left[\begin{array}{l} \text{解約日の直前の検針日までのコ} \\ \text{ージェネレーションシステム割} \\ \text{引契約期間中の主契約の実績使} \\ \text{用量} \end{array} \right] \times \left[\begin{array}{l} \text{コージェネレ} \\ \text{ーションシス} \\ \text{テム割引単価} \end{array} \right]$$

9. その他

その他の事項については、一般ガス小売供給約款（城崎地区）を適用いたします。

付 則

1. 本選択約款の実施期日

本選択約款は、平成29年4月1日から実施いたします。

(別 表)

1. コージェネレーションシステム割引単価

(1) 【コージェネレーションシステム定格出力：25kWを超える場合】

使用量1立方メートルにつき	6.48円 (消費税等相当額を含みます。)
---------------	--------------------------

(2) 【コージェネレーションシステム定格出力：5kWを超える場合】

使用量1立方メートルにつき	4.32円 (消費税等相当額を含みます。)
---------------	--------------------------